

## 総合事業開始に伴う定款等の変更について

平成 29 年 4 月から新しい介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）を開始いたします。これに伴い、各事業者の定款および運営規程・契約書・重要事項説明書等の変更が必要となりますので、以下のとおり対応をお願いします。

### 1 介護保険法改正によるサービス名称の変更

- ・介護予防訪問介護 ⇒ 第 1 号訪問事業
- ・介護予防通所介護 ⇒ 第 1 号通所事業

※第 1 号訪問事業又は第 1 号通所事業には、現行相当サービスおよび緩和した基準によるサービス（訪問型サービス A 又は通所型サービス A）の実施の場合も含まれる。

### 2 介護予防訪問・通所介護と新総合事業の両方を定款等に記載する場合の記載例

介護予防訪問介護又は介護予防通所介護と総合事業（第 1 号訪問事業または第 1 号通所事業）を併せて実施する場合、双方のサービスの新規指定を受けるためには、定款に 2 種類の記載が必要となります。

- ・「介護保険法に基づく介護予防訪問介護及び第 1 号訪問事業」
- ・「介護保険法に基づく介護予防通所介護及び第 1 号通所事業」

### 3 留意事項

- （1）新総合事業移行年度である平成 29 年度は、介護予防訪問介護・介護予防通所介護と総合事業が併存するため、平成 30 年 3 月 31 日までは「介護予防訪問介護」または「介護予防通所介護」の定款等の記載を削除しないよう、ご留意願います。
- （2）平成 27 年 3 月 31 日までに指定を受けた介護予防訪問介護または介護予防通所介護事業者は、そのまま総合事業現行相当サービスの「みなし指定」となるため、あらためて新総合事業の指定申請書類として定款等を求めることはありません。ただし、みなし指定の有効期間（平成 30 年 3 月 31 日まで）以降は、総合事業の指定の更新を受けなければならない、それまでに定款等への上記の記載をしておく必要があります。